

移動支援事業 事業者登録基準

基本要件

総合支援法第79条に規定する指定障害者福祉サービス事業者（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）として都道府県知事から指定を受けている者

人員配置基準

1 人員配置基準については、指定障害者福祉サービス事業者（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）として都道府県知事の指定を受けた際の基準と同様となります。

2 サービス提供者の資格要件

次のいずれかの資格又は研修を修了している事が必要となります。

- ・介護福祉士
- ・看護師
- ・准看護師
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・居宅介護職員初任者研修課程

※ 視覚障害又は全身性障害を有する方にサービスを提供する場合は、2に加えて別表に定める研修を修了している事が必要となります。

別表

資格等の種類	視覚障害者（児）	全身性障害者（児）
従事できる移動支援の対象者		
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程及び 重度訪問介護従業者養成研修追加課程		○
同行援護従業者養成研修一般課程	○	
同行援護従業者養成研修応用課程 (同行援護事業にサービス提供責任者として従事する者又は従事することを希望する者)	○	
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程		○

※1 障害の種別に対応した研修のいずれか一つの修了が必要

※2 上記の他、別表に記載する研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を修了した者

設備基準

- ・事務室：事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
- ・受付等：利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
- ・設備、備品等：必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な整備をしてください。

運営基準

次の項目を全て規定する運営規程が必要となります。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・開所日及び開設時間
- ・移動支援の利用対象者
- ・移動支援の事業の内容及び利用者からの受領する費用の額
- ・事業利用にあたっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策（非常災害に関する具体的計画等）
- ・虐待防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

事業者登録申請について

10日までに申請書類が整ったものについて審査を行い、翌月1日からの登録とします。